

## 国の施設におけるＣＬＴ活用に関する取組状況

- ＣＬＴ活用促進に関する関係省庁連絡会議の検討事項に基づき、国土交通省（官庁営繕部）は各府省と連携してＣＬＴ活用に関する取組を推進中。

## （これまでの取組状況）

- 6月10日 **ＣＬＴ活用に関する勉強会**（第1回）  
・国の施設におけるＣＬＴの活用促進に向け、各府省とＣＬＴ活用に関する情報交換等を実施
- 6月中旬～ 官庁営繕部から各府省に対し、木造、木質化の徹底と、ＣＬＴ活用の検討を依頼  
各府省においてＣＬＴ活用の具体的な検討に着手
- 7月4日 **ＣＬＴ活用に関する勉強会**（第2回）
- 7月上旬～ 各府省が作成する営繕計画書のヒアリングを通じて、ＣＬＴの活用の検討状況を確認
- 7月21日 **ＣＬＴ活用に関する勉強会**（第3回）
- 7月27日 国の施設におけるＣＬＴ活用の見込み（中間とりまとめ）（別紙）

## （今後の予定）

- 7月末まで 各府省が営繕計画書を送付（財務省・国土交通省あて）
- 8月20日まで 国土交通省から営繕計画書に関する意見書を各府省及び財務省に送付
- 8月末 概算要求書の提出

以上

(別紙)

## 国の施設におけるCLT活用の見込み (中間とりまとめ)

(平成28年7月21日現在)

- **警察庁** 1件
  - ・ 庁舎附帯施設 (H29以降設計)
- **法務省** 1件
  - ・ 庁舎附帯施設等 (H29以降設計)
- **厚生労働省** 1件
  - ・ 庁舎附帯施設 (H29以降設計)
- **農林水産省 (林野庁含む)** 4件
  - ・ 中央合同庁舎第1号館南別棟 (新築) ※ (H28工事着手)
  - ・ 嶺北森林管理署 (建替) ※ (H28設計、H29以降工事着手)
  - ・ 西都児湯森林管理署 (建替) ※ (H28設計、H29以降工事着手)
  - ・ 庁舎本体 (林野庁地方部局) (H29以降設計)
- **国土交通省 (官庁営繕部)** 1件
  - ・ 庁舎附帯施設 (H29以降設計)
- **環境省** 1件
  - ・ 国立公園事業施設 (H29以降設計)
- **防衛省** 1件
  - ・ 宿舍附帯施設 (公園) (H28設計)

※ 設計施工は支出委任により国土交通省(官庁営繕部)が実施。

## CLT活用に関する勉強会設置要領

平成28年6月10日

### 1. 目的

CLT活用に関する勉強会（以下「本勉強会」という。）は、「CLT活用促進に関する関係省庁連絡会議について」（平成28年6月2日内閣総理大臣決裁）を踏まえ、国その他の公的な機関が整備する施設においてCLTが広く活用されるよう、CLTに関する建築設計及び施工に関し、情報交換等を行うことを目的として設置するものである。

### 2. 活動内容

本勉強会は、国その他の公的な機関が整備するCLTに関する施設の設計及び施工に関する次の事項について、情報交換等を行う。

- (1) CLTをとりまく動向に関すること
- (2) CLTの法令等に関すること
- (3) CLTの活用事例に関すること
- (4) その他本勉強会が必要と認める事項

### 3. 構成

- (1) 本勉強会は別紙の各省各庁の営繕担当部局の課長等を構成員またはオブザーバーとして構成し、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長が主宰する。
- (2) 本勉強会の構成員及びオブザーバーは、やむを得ず出席できないときは、当該構成員が代理権を与えた者を出席させることができる。

### 4. 庶務

- (1) 本勉強会の庶務は、国土交通省住宅局住宅生産課及び林野庁林政部木材産業課の協力を得ながら、国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課において処理する。

### 5. その他

- (1) この要領の変更は、本勉強会の決議を必要とする。
- (2) この要領に定めるほか、本勉強会を運営等するうえで必要な事項は、本勉強会において定める。

## CLT活用に関する勉強会 構成員

主 宰：国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長

構成員：会計検査院事務総長官房会計課長  
内閣法制局長官総務室会計課長  
人事院事務総局会計課長  
内閣府大臣官房会計課長  
宮内庁管理部管理課長  
公正取引委員会事務総局官房総務課会計室長  
警察庁長官官房会計課長  
復興庁会計担当参事官  
総務省大臣官房会計課長  
法務省大臣官房施設課長  
外務省大臣官房会計課長  
財務省大臣官房会計課長  
文部科学省大臣官房文教施設企画部参事官  
厚生労働省大臣官房会計課長  
農林水産省大臣官房参事官（経理）  
経済産業省大臣官房情報システム厚生課長  
国土交通省大臣官房会計課長  
環境省大臣官房会計課長  
防衛省整備計画局施設計画課長

(オブザーバー)

衆議院事務局庶務部営繕課長  
参議院事務局管理部営繕課長  
国立国会図書館総務部管理課長  
最高裁判所事務総局経理局営繕課長

28 林政利第 44 号  
国営木第 3 号  
平成 28 年 6 月 20 日

公共建築物木材利用促進関係省庁等連絡会議  
構成員 各位

林野庁林政部木材利用課長  
国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課長

#### 公共建築物等における木材の利用の促進及びCLTの活用について

各位におかれては、平素より「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年法律第 36 号。以下、「法」という。）に基づき公共建築物における木材の利用の促進に努めておられることと存じます。

公共建築物については、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」（平成 22 年農林水産省、国土交通省告示第 3 号。）において、積極的に木造化を促進する公共建築物の範囲に該当する低層の公共建築物について、原則としてすべて木造化を図るものとされているところです。また、高層・低層にかかわらず、内装等の木質化を促進するものとされているところです。

つきましては、法の趣旨を踏まえて、引き続き、積極的に木造化を促進すべきものの木造化及び内装等の木質化に取り組まれるようお願いいたします。

また、新しい建築材料である CLT (Cross Laminated Timber) (直交集成板) については、新たな木材需要の創出、地域経済の活性化等の観点からその活用促進が期待されているところであり、本年 3 月及び 4 月に建築基準法に基づく告示が公布、施行されたことにより、同法に基づく大臣認定を受けることなく、建築物の構造部材として用いることが可能となりました。

つきましては、公共建築物の整備にあたり、CLT についても木材の利用の促進の一環として積極的な活用に向けて検討を進めていただきますよう御協力をお願いいたします。

省庁名	役職名
衆議院	庶務部営繕課長
参議院	管理部営繕課長
最高裁判所	事務総局経理局営繕課長
内閣府	大臣官房会計課長
金融庁	総務企画局総務課管理室長
宮内庁	管理部管理課長
警察庁	長官官房会計課長
公正取引委員会	事務総局官房総務課長
消費者庁	総務課長
総務省	大臣官房会計課長
法務省	大臣官房秘書課長
外務省	大臣官房会計課長
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室長
文部科学省	大臣官房文教施設企画部施設企画課長
厚生労働省	大臣官房会計課長
経済産業省	大臣官房情報システム厚生課厚生企画室長
国土交通省	大臣官房官庁営繕部管理課長
国土交通省	大臣官房官庁営繕部整備課長
環境省	自然環境局自然環境整備課長
防衛省	整備計画局施設計画課長
人事院	事務総局会計課長
会計検査院	事務総長官房会計課長